年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
| | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年6月30日まで

平成9年に年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることが分かった。退職金はもらっておらず、事業所から脱退手当金に関する説明も無かったのに、脱退手当金が支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年1か月後の昭和38年7月26日に支給決定されたこととなっていること、申立人が勤務していた事業所では、脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録が無いこと、及び同事業所の元事務長が、退職者に代わって脱退手当金の請求手続をしたことは無かったと証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、別事業所に勤務していて共済組合に加入しており、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月15日から29年5月15日まで

② 昭和31年1月4日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①のA社及び申立期間②のB社における厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。

私は、妹と一緒に両事業所に勤務しており、妹に厚生年金保険の記録があるのに、私の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。A社の事業主が在籍期間等を証明してくれており、妹と一緒に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の 妹は、C市にあるA社及びB社において、それぞれ厚生年金保険の記録が確 認できる。

しかし、申立人の妹の厚生年金保険の記録がある、C市のA社の事業主及びB社の事業主は、それぞれ「申立人の妹が、当社に勤務していたことは間違いない。申立期間当時の当社の従業員数は 30 人程度であり、姉妹で勤務していたなら記憶しているはずだが、申立人が当社に勤務していた記憶は無い。」としており、申立人のこれら事業所における勤務実態を確認することができない。

また、申立人の妹のA社における厚生年金保険の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年6月1日であり、申立期間①のうち、25 年5月 15 日から 28 年5月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適

用事業所としての記録は確認できない。

なお、申立人に係る在籍を証明している文書を発行した事業所の所在地は、 申立人の妹が勤務していたA社及びB社の所在地とは異なっており、前述の 両事業所の事業主の証言から判断して、当該文書を発行した事業所は申立人 の妹が勤務していた事業所とは関係のない事業所であると考えられる上、当 該事業所については厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月から30年9月まで

私は、A社に事務職員として勤務していた。上司及び同僚数人を記憶している。厚生年金保険料が控除されていたかどうか記憶は無いが、調査をして厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の上司及び同僚の氏名を記憶していることやA社における業務内容を具体的に述べていることから判断して、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当 たらず、A社が作成した社会保険の加入者名簿(健康保険・厚生年金保険料、 記号番号、等級等)にも申立人の氏名は記録されていない。

また、上記両名簿を比較すると、氏名に相違点は無く、健康保険の整理番号も符合しており欠番も無いことから、事業主は、申立人について厚生年金保険被保険者としての資格取得の手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が記憶している上司及び同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見受けられることから、A社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考えられない。

加えて、申立人は昭和29年2月から勤務していたと主張しているが、A社の開設は同年7月であり、同年2月からA社で働いていたとする申立内容とは相容れず、実際の入社日を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月ごろから51年12月1日まで 昭和49年1月ごろからA社に勤務した。主な仕事の内容は、分譲地の販売営業であった。

途中、会社の指示により、B社に勤務することとなったが、その直前までA社に勤務していたはずである。

会社に入社したならば自動的に厚生年金保険に加入するものと思っていたのに、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において勤務していたとするA社での業務内容や所在地に関する 申立人の主張及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間のころ に同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、同社は昭和50年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、51年9月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち49年1月から50年2月までの期間及び51年9月から同年11月までの期間については、厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。

また、申立人から名前のあがった営業職であった同僚 10 人のうち 4 人についても、同社における厚生年金保険の記録が確認できず、当時の事業主は、「本人からの希望に応じて厚生年金保険に加入しない場合があった。」と述べている。

さらに、複数の同僚は、「当時の事業所は、2か月ほどで退職する者も多く従業員の入れ替わりが激しい職場であった。最盛期には営業担当が50人から60人くらい在籍していた。」と述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者数は、当該事業所が厚生年金保険の

適用事業所であった期間のすべての被保険者を合わせても 43 名であることを 考え合わせると、同社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険 に加入させていたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。